

岡山県地域防災計画（案）

（地震・津波災害対策編）

新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	修正理由
9	28	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>(4) 指定地方行政機関 (略)</p> <p>[大阪管区气象台(岡山地方气象台)] (略)</p> <p>⑥ <u>市町が「地域防災計画における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図</u>等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>(略)</p> <p>[中国地方測量部]</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>(4) 指定地方行政機関 (略)</p> <p>[大阪管区气象台(岡山地方气象台)] (略)</p> <p>⑥ <u>市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ</u>等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>(略)</p> <p>[中国地方測量部]</p>	業務内容の修正
11	6	<p>① 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</p> <p>② 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</p> <p>③ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び<u>審査の実施</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 指定地方公共機関 (略)</p>	<p>① 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を<u>行う。</u></p> <p>② 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を<u>行う。</u></p> <p>③ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び<u>審査を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 指定地方公共機関</p> <p>(略)</p>	表現の適正化
15	16	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 (略)</p> <p>第4項 防災ボランティア養成等計画 (略)</p>	<p><u>[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会]</u></p> <p>① <u>被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。</u></p> <p>② <u>岡山県災害派遣福祉チーム(岡山DWA T)の派遣を行う。</u></p> <p>③ <u>被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 (略)</p> <p>第4項 防災ボランティア養成等計画 (略)</p>	指定地方公共機関の追加に伴う修正

74	17	<p>2 基本方針 ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 (略)</p> <p>3 対策 (略) (1) ボランティアの養成・登録 (略) [市町村] 市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。</p>	<p>2 基本方針 ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 (略)</p> <p>3 対策 (略) (1) ボランティアの養成・登録 (略) [市町村] 市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う<u>とともに、市町村社会福祉協議会との役割分担等について、市町村地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p>	表現の適正化
75	1	<p>(略) (2) ネットワーク化の推進 [県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会] 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。 (略) [県、市町村] 県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p>	<p>(略) (2) ネットワーク化の推進 [県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、<u>災害中間支援組織</u>] 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会<u>及び災害中間支援組織</u>は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。 (略) [県、市町村] 県及び市町村は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、<u>災害中間支援組織</u>、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえ災害中間支援組織の役割を明記</p>

	80	<p>また、社会福祉協議会、<u>NPO</u>等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第7項 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>[市町村]</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p>	<p>また、社会福祉協議会、<u>災害中間支援組織</u>等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第7項 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>[市町村]</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u></p>	防災基本計画の修正
	12	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p>	防災基本計画の修正
	28	<p>(略) また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p>	<p>(略) また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p>	防災基本計画の修正
	81	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>[県(危機管理課)]</u></p> <p><u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。</u></p>	防災基本計画の修正
	35	<p>(略)</p> <p>(2) 福祉避難所等の確保</p> <p>[県 (<u>保健福祉部</u>)、市町村]</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 福祉避難所等の確保</p> <p>[県 (<u>子ども・福祉部</u>)、市町村]</p>	組織改正

82	33	(略) (3) 防災知識の普及 [県 (危機管理課、 <u>保健福祉部</u>)] (略)	(略) (3) 防災知識の普及 [県 (危機管理課、 <u>子ども・福祉部</u>)] (略)	組織改正
83	32	(5) 生活の支援等 [県 (<u>保健福祉部</u>)] (略) 第8項 物資等の確保計画 (略) 第1 食料の確保 (略)	(5) 生活の支援等 [県 (<u>子ども・福祉部</u>)] (略) 第8項 物資等の確保計画 (略) 第1 食料の確保 (略)	組織改正
86	21	3 対策 (略) [県 (危機管理課、 <u>保健福祉部</u> 、産業労働部、農林水産部)] (略) 第2 飲料水の確保 (略)	3 対策 (略) [県 (危機管理課、 <u>子ども・福祉部</u> 、産業労働部、農林水産部)] (略) 第2 飲料水の確保 (略)	組織改正
87	28	3 対策 [県 (<u>保健福祉部</u>)] (略) 第3 生活必需品の確保 (略)	3 対策 [県 (<u>保健医療部</u>)] (略) 第3 生活必需品の確保 (略)	組織改正
88	34	3 対策 (略) [県 (危機管理課、 <u>保健福祉部</u> 、産業労働部)] (略) 第4 個人備蓄 (略)	3 対策 (略) [県 (危機管理課、 <u>子ども・福祉部</u> 、産業労働部)] (略) 第4 個人備蓄 (略)	組織改正
90	26	3 対策 (略) (3) 個人備蓄の意識啓発 [県 (危機管理課、 <u>保健福祉部</u>)、市町村] (略) 第9項 津波災害予防計画 第1 津波に係る防災知識の普及 (略)	3 対策 (略) (3) 個人備蓄の意識啓発 [県 (危機管理課、 <u>子ども・福祉部</u>)、市町村] (略) 第9項 津波災害予防計画 第1 津波に係る防災知識の普及 (略)	組織改正
		② 津波の特性に関する情報	② 津波の特性に関する情報	

91	22	<p>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>◎初動体制の確立</p> <p>(1) 緊急初動班</p> <p>(略)</p>	<p>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生の可能性など。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>◎初動体制の確立</p> <p>(1) 緊急初動班</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
95	32	<p>エ 緊急初動班は、震度4以上<u>の</u>地震が発生した場合に自主参集し、原課にて警戒体制をとる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 班員の指定</p> <p>(略)</p>	<p>エ 緊急初動班は、<u>県内で震度4以上又は長周期地震動階級4を観測する</u>地震が発生した場合に自主参集し、原課にて警戒体制をとる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 班員の指定</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策実施要綱の改正に伴う修正</p>
96	6	<p>イ 班員は、震度4以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務課所に自主参集する。</p> <p>(略)</p> <p>◎非常体制</p> <p>(1) 非常体制の基準</p>	<p>イ 班員は、<u>県内で震度4以上又は長周期地震動階級4を観測する</u>地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務課所に自主参集する。</p> <p>(略)</p> <p>◎非常体制</p> <p>(1) 非常体制の基準</p>	<p>災害対策実施要綱の改正に伴う修正</p>
	24	<p>ア 震度5強以上<u>の</u>地震が発生した場合<u>又は</u>大津波警報が発表された場合には、非常体制（県災害対策本部の体制）をとる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 非常体制の職員配備</p> <p>(略)</p>	<p>ア <u>県内で震度5強以上を観測する</u>地震が発生した場合、<u>大津波警報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u>には、非常体制（県災害対策本部の体制）をとる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 非常体制の職員配備</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策実施要綱の改正に伴う修正</p>
97	3	<p>イ 職員は、勤務時間外において震度5強以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、直</p>	<p>イ 職員は、勤務時間外において<u>県内で震度5強以上を観測する</u>地震情報や<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>（テレ</p>	<p>災害対策実施要綱の改正に伴う修正</p>

98	4	<p>ちに勤務課所に出勤する。</p> <p>(略)</p> <p>◎関係機関の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関の体制整備</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>ビ、ラジオ放送等)を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務課所に出勤する。</p> <p>(略)</p> <p>◎関係機関の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関の体制整備</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>
100	38	<p>(2) 防災関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 防災関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p> <p><u>ノ 県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。</u></p> <p><u>タ 県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p>	<p>死者、行方不明者の氏名等公表のための手続きの整理・明確化について追記</p> <p>防災基本計画の修正</p>
101	6	<p>◎大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等</p> <p>(略)</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>[県]</p> <p>津波は、海底を震源とする地震で起こり、日本近海又は外国沿岸の地震により県内沿岸に、津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）が発表されたときは、次により配備する。</p> <p>ア 津波注意報発表時…次の配備担当課</p> <p>・本 庁…危機管理課、消防保安課、<u>保健福祉課</u>、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局（略）</p>	<p>◎大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報による配備等</p> <p>(略)</p> <p>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>[県]</p> <p>津波は、海底を震源とする地震で起こり、日本近海又は外国沿岸の地震により県内沿岸に、津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）が発表されたときは、次により配備する。</p> <p>ア 津波注意報発表時…次の配備担当課</p> <p>・本 庁…危機管理課、消防保安課、<u>保健医療課</u>、<u>福祉企画課</u>、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>組織改正</p>

		<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本 庁……公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活交通課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課 <p>(略)</p> <p>第2項 情報の収集連絡体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 県及び市町村は、地震計等観測機器の整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>8 (新設)</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本 庁……公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活交通課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、<u>農村振興課</u>、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課 <p>(略)</p> <p>第2項 情報の収集連絡体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、<u>定期的な訓練等を通じた平常時から</u><u>の連携体制の構築</u>等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 対 策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 県及び市町村は、地震計等観測機器の<u>維持・整備</u>に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを<u>維持・整備</u>するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 県及び市町村等は、<u>非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p>	<p>担当課の追加</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>番号の繰り下げ</p>
21				
103	17			
104	1			
	8			

108	<p>(略)</p> <p>18 (オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等</p> <p>20 <u>カ 非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>[県(危機管理課)]</p> <p>32 ア 県は、図書館の代替拠点機能に必要な非常電源、通信施設等を<u>拡充整備</u>するとともに、防災情報ネットワークの県庁統制局のバックアップ機能を整備する。また、衛星携帯電話や衛星通信可搬局の導入に努める。</p> <p>36 イ 県は、消防庁等国の関係機関との既存の情報連絡体制の強化・充実を図るとともに、緊急時における総理大臣官邸等との緊急連絡網を確保する<u>ため、国の中央防災無線の機能強化に対応する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3項 保健医療活動に係る体制整備</p> <p>1 現状と課題</p> <p>10 被災地で活動する医療チーム、保健師チーム等(以下「保健医療活動チーム」という。)の間における情報共有に関する課題が指摘されており、被災地に派遣される保健医療活動チームを全体としてマネジメントする機能を構築する必要がある。</p> <p>2 基本方針</p> <p>7 大規模災害時に、県において医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施し、保健医療活動の総合調整を行うことができるようにする。</p> <p>3 対策</p> <p>10 [県(保健福祉部)]</p> <p>大規模災害時に設置する県災害保健医療調整本部(保健福祉部設置)及び地域災害保健医療調整本部(県保健所設置)について、次の機能が発揮できるよう体制の整備に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>(オ) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>耐震性があり、かつ</u>浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>[県(危機管理課)]</p> <p>ア 県は、図書館の代替拠点機能に必要な非常電源、通信施設等を<u>整備・拡充</u>するとともに、防災情報ネットワークの県庁統制局のバックアップ機能を<u>維持・整備</u>する。また、衛星携帯電話や衛星通信可搬局の導入に努める。</p> <p>イ 県は、消防庁等国の関係機関との既存の情報連絡体制の強化・充実を図るとともに、<u>国の中央防災無線等による</u>緊急時における総理大臣官邸等との緊急連絡網を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>第3項 保健医療<u>福祉</u>活動に係る体制整備</p> <p>1 現状と課題</p> <p>被災地で活動する医療チーム、保健師チーム等(以下「保健医療<u>福祉</u>活動チーム」という。)の間における情報共有に関する課題が指摘されており、被災地に派遣される保健医療<u>福祉</u>活動チームを全体としてマネジメントする機能を構築する必要がある。</p> <p>2 基本方針</p> <p>大規模災害時に、県において<u>保健医療福祉</u>活動チームの派遣調整等を一元的に実施し、保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を行うことができるようにする。</p> <p>3 対策</p> <p>[県(保健医療部、子ども・福祉部)]</p> <p>大規模災害時に設置する県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部(保健医療部、子ども・福祉部設置)及び地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部(県保健所設置)について、次の機能が発揮できるよう体制の整備に努める。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>前項の内容と重複 (オ、カ(ウ)、カ(オ))</p> <p>県庁統制局のバックアップ機能の整備終了を踏まえた修正</p> <p>国の中央防災無線の機能強化への対応終了を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>組織改正 調整本部の改組</p>
-----	--	---	---

	25	<p>① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整 ② 保健医療活動チームとの情報連携 ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析 災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を求める。 (略) [岡山市] 岡山市は、同市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療調整本部による総合調整の下で保健医療活動を行うものとし、平時から県との連携体制の整備に努める。 (略) 第4項 救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画 (略) 第2 傷病者搬送 (略) 2 基本方針 災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。 (略) 3 対策 (略) (1) 組織体制の整備 [県（消防保安課、<u>保健福祉部</u>）] 県は、災害時において、災害対策本部の下に県災害保健医療調整本部を設置し、その下に地域災害保健医療調整本部を設置し、傷病者搬送に関して、DMAT県調整本部、保健所、医療機関、消防機関等の総合調整が円滑に行われる搬送体制を整備する。 (略) (2) 広域災害救急医療情報システムの運用</p>	<p>① 保健医療<u>福祉</u>活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整 ② 保健医療<u>福祉</u>活動チームとの情報連携 ③ 収集した保健医療<u>福祉</u>活動に係る情報の整理及び分析 災害時に、本部における保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を求める。 (略) [岡山市] 岡山市は、同市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部による総合調整の下で保健医療<u>福祉</u>活動を行うものとし、平時から県との連携体制の整備に努める。 (略) 第4項 救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画 (略) 第2 傷病者搬送 (略) 2 基本方針 災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部、地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部において、医療機関の受入可否・被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整班を通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努める。 (略) 3 対策 (略) (1) 組織体制の整備 [県（消防保安課、<u>保健医療部</u>）] 県は、災害時において、災害対策本部の下に県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、その下に地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、傷病者搬送に関して、DMAT県調整本部、保健所、医療機関、消防機関等の総合調整が円滑に行われる搬送体制を整備する。 (略) (2) 広域災害救急医療情報システムの運用</p>	<p>表現の適正化 調整本部の改組 調整本部の改組 組織改正 調整本部の改組</p>
110	23			
111	2			

	13	[県（消防保安課、 <u>保健福祉部</u> ）、市町村、消防本部、医師会、各医療機関] (略)	[県（消防保安課、 <u>保健医療部</u> ）、市町村、消防本部、医師会、各医療機関] (略)	組織改正
	20	(3) ヘリコプター等航空機による搬送 ア ヘリコプター等航空機の確保 [県（消防保安課、 <u>保健福祉部</u> ）] (略)	(3) ヘリコプター等航空機による搬送 ア ヘリコプター等航空機の確保 [県（消防保安課、 <u>保健医療部</u> ）] (略)	組織改正
	27	イ ヘリポートの整備 [県（ <u>保健福祉部</u> ）、災害拠点病院] (略)	イ ヘリポートの整備 [県（ <u>保健医療部</u> ）、災害拠点病院] (略)	組織改正
112	2	(4) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備 [県（ <u>保健福祉部</u> ）] (略)	(4) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備 [県（ <u>保健医療部</u> ）] (略)	組織改正
		第3 医療体制 (略)	第3 医療体制 (略)	
		3 対策 (略)	3 対策 (略)	
113	12	(1) 組織・体制の整備 [県（消防保安課、 <u>保健福祉部</u> ）] 県は、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。 (略)	(1) 組織・体制の整備 [県（消防保安課、 <u>保健医療部</u> ）] 県は、県災害保健医療 <u>福祉</u> 調整本部、地域災害保健医療 <u>福祉</u> 調整本部の円滑な設置、運営に努めるとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。 (略)	組織改正 調整本部の改組
	31	(2) 広域災害救急医療情報システムの運用 (略) [県（ <u>保健福祉部</u> ）] (略)	(2) 広域災害救急医療情報システムの運用 (略) [県（ <u>保健医療部</u> ）] (略)	組織改正
114	7	(3) 災害拠点病院等の整備 [県（ <u>保健福祉部</u> ）] (略)	(3) 災害拠点病院等の整備 [県（ <u>保健医療部</u> ）] (略)	組織改正

	36	(4) 災害医療チーム体制の整備 [県 (保健福祉部)] (略)	(4) 災害医療チーム体制の整備 [県 (保健医療部)] (略)	組織改正
115	29	(6) 医療機関による相互支援の推進 [県 (保健福祉部)、医療機関] (略)	(6) 医療機関による相互支援の推進 [県 (保健医療部)、医療機関] (略)	組織改正
	36	(7) 効率的な医療を確保するための研修の実施 [県 (保健福祉部)、医療機関及び日本赤十字社岡山県支部] (略)	(7) 効率的な医療を確保するための研修の実施 [県 (保健医療部)、医療機関及び日本赤十字社岡山県支部] (略)	組織改正
116	6	(8) 一般県民への災害医療の普及・啓発 [県 (保健福祉部)、市町村、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部] (略)	(8) 一般県民への災害医療の普及・啓発 [県 (保健医療部)、市町村、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部] (略)	組織改正
	13	(9) 人工透析・難病患者等への対応 [県 (保健福祉部)] (略)	(9) 人工透析・難病患者等への対応 [県 (保健医療部)] (略)	組織改正
		第4 医薬品等の確保 (略)	第4 医薬品等の確保 (略)	
		3 対策 (略)	3 対策 (略)	
	32	(1) 救急医薬品等の確保 [県 (保健福祉部)] (略)	(1) 救急医薬品等の確保 [県 (保健医療部)] (略)	組織改正
117	28	(2) 輸血用血液製剤の確保 (略) [県 (保健福祉部)] (略)	(2) 輸血用血液製剤の確保 (略) [県 (保健医療部)] (略)	組織改正
		救急医療品等の確保供給体制	救急医療品等の確保供給体制	
		【1】被害が局所的な場合 (略)	【1】被害が局所的な場合 (略)	
118	7	2 市町村 2-① 地域災害保健医療調整本部に要請 (岡山市は県災害保健医療調整本部へ) → 2-② 県災害保健医療調整本部へ (略)	2 市町村 2-① 地域災害保健医療福祉調整本部に要請 (岡山市は県災害保健医療福祉調整本部へ) → 2-② 県災害保健医療福祉調整本部へ (略)	調整本部の改組
	図	図中 県災害保健医療調整本部	図中 県災害保健医療福祉調整本部	調整本部の改組

119	9	<p>図中 地域災害保健医療調整本部 (略)</p> <p>【2】被害が甚大な場合 (略)</p> <p>2 災害拠点病院 2-① 「1 医療機関」のルートのほか、災害拠点病院から 県災害保健医療調整本部への要請も可 (略)</p> <p>3 市町村 3-① 地域災害保健医療調整本部に要請（岡山市は県災害保健 医療調整本部へ） →3-② 県災害保健医療調整本部へ (略)</p> <p>※必要に応じて、県災害保健医療調整本部から厚生労働省、他都 道府県へ要請 (略)</p>	<p>図中 地域災害保健医療福祉調整本部 (略)</p> <p>【2】被害が甚大な場合 (略)</p> <p>2 災害拠点病院 2-① 「1 医療機関」のルートのほか、災害拠点病院から 県災害保健医療福祉調整本部への要請も可 (略)</p> <p>3 市町村 3-① 地域災害保健医療福祉調整本部に要請（岡山市は県災害 保健医療福祉調整本部へ） →3-② 県災害保健医療福祉調整本部へ (略)</p> <p>※必要に応じて、県災害保健医療福祉調整本部から厚生労働省、他 都道府県へ要請 (略)</p>	調整本部の改組
	14	<p>図中 県災害保健医療調整本部 図中 地域災害保健医療調整本部 (略)</p> <p>輸血用血液製剤の確保供給体制 (略)</p>	<p>図中 県災害保健医療福祉調整本部 図中 地域災害保健医療福祉調整本部 (略)</p> <p>輸血用血液製剤の確保供給体制 (略)</p>	調整本部の改組
120	12	<p>2 医療機関・救護所等から市町村 2-① 医療機関・救護所等から市町村に要請 →2-② 地域災害保健医療調整本部へ →2-③ 県災害保健医療調整本部へ (略)</p>	<p>2 医療機関・救護所等から市町村 2-① 医療機関・救護所等から市町村に要請 →2-② 地域災害保健医療福祉調整本部へ →2-③ 県災害保健医療福祉調整本部へ (略)</p>	調整本部の改組
		<p>図中 県災害保健医療調整本部 図中 地域災害保健医療調整本部 (略)</p>	<p>図中 県災害保健医療福祉調整本部 図中 地域災害保健医療福祉調整本部 (略)</p>	調整本部の改組
121	15	<p>第5 公衆衛生活動 (略)</p> <p>3 対 策 (略)</p> <p>[県 (保健福祉部)] (1) 組織体制の整備 県は、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成 28 年 4 月 1 日制</p>	<p>第5 公衆衛生活動 (略)</p> <p>3 対 策 (略)</p> <p>[県 (保健医療部)] (1) 組織体制の整備 県は、岡山県災害時公衆衛生活動要綱（平成 28 年 4 月 1 日制</p>	組織改正

	19	<p>定)に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 避難方法</p> <p>(略)</p>	<p>定)に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第6項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 避難方法</p> <p>(略)</p>	調整本部の改組
125	12	<p>3 対策</p> <p>(略) また、大規模域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>[市町村]</p> <p>(略) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 対策</p> <p>(略) また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>[市町村]</p> <p>(略) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。<u>特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	脱字の修正
127	30	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p>	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p>	<p>記載場所の移動</p> <p>防災基本計画の修正、記載場所の移動</p>

128	34	<p>[市町村] 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 運営体制 (略)</p> <p>2 基本方針 (略) また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める<u>など適切な対応を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10項 緊急輸送活動計画 (略)</p> <p>3 対策 (略)</p> <p>(1) 拠点施設の耐震化 [県(危機管理課、総務部、県民生活部、<u>保健福祉部</u>、土木部、県警察、教育庁)、市町村、指定地方公共機関、その他重要な施設の管理者] (略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の通行保証 [県(危機管理課、県民生活部、県警察)]</p>	<p>[市町村] 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 運営体制 (略)</p> <p>2 基本方針 (略) また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、<u>適切な対応を行う。</u>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第10項 緊急輸送活動計画 (略)</p> <p>3 対策 (略)</p> <p>(1) 拠点施設の耐震化 [県(危機管理課、総務部、県民生活部、<u>保健医療部</u>、<u>子ども・福祉部</u>、土木部、県警察、教育庁)、市町村、指定地方公共機関、その他重要な施設の管理者] (略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の通行保証 [県(危機管理課、県民生活部、県警察)]</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p>
135	25	<p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の通行保証 [県(危機管理課、県民生活部、県警察)]</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 緊急輸送車両の通行保証 [県(危機管理課、県民生活部、県警察)]</p>	<p>組織改正</p>
136	15	<p>県及び市町村が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両へ緊急通行車両標章が円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にを行うなど、その普及を図る。</u></p>	<p>県及び市町村が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。</u></p>	<p>災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令等の施行を踏まえた修正</p>

	35	<p>(略)</p> <p>(6) その他の環境整備等 [県(危機管理課、県民生活部、<u>保健福祉部</u>、産業労働部)、市町村]</p> <p>(略)</p> <p>第12項 広域的応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応援活動の相互調整</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(6) その他の環境整備等 [県(危機管理課、県民生活部、<u>子ども・福祉部</u>、産業労働部)、市町村]</p> <p>(略)</p> <p>第12項 広域的応援体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応援活動の相互調整</p> <p>(略)</p>	組織改正
141	14	<p>エ 航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。<u>また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震・津波に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>第2項 公共施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第6 ため池</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対策</p> <p>(略)</p>	<p>エ 航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼する。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震・津波に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>第2項 公共施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第6 ため池</p> <p>(略)</p> <p>(3) 対策</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正
162	11	<p>さらに、震度4以上<u>の地震が発生</u>した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4項 廃棄物処理体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害廃棄物処理計画の策定</p>	<p>さらに、震度4以上<u>を観測</u>した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4項 廃棄物処理体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害廃棄物処理計画の策定</p>	表現の適正化

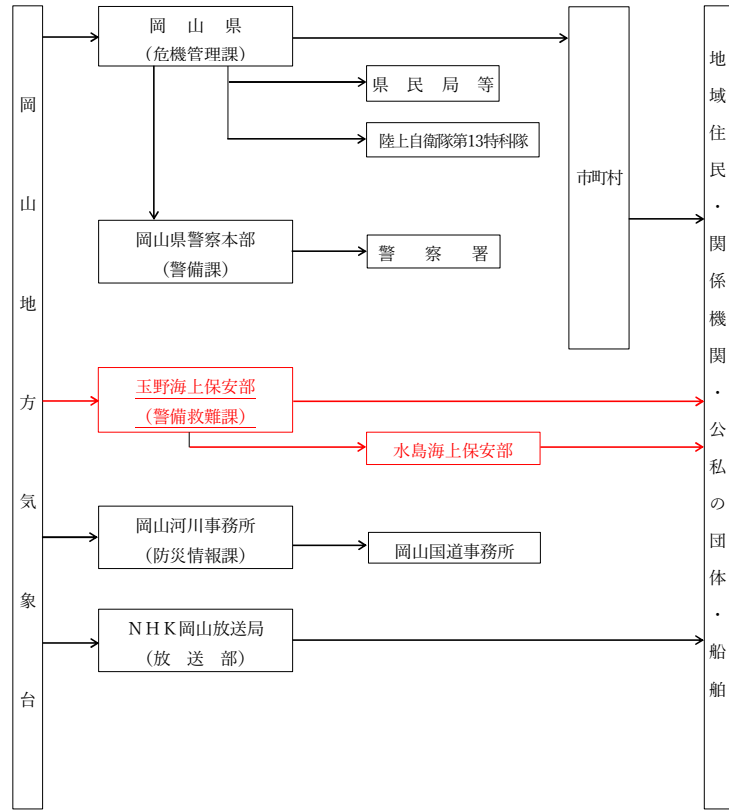
180	33	<p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。</p> <p>(略)</p> <p>第5項 危険物施設等災害予防計画</p>	<p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。</p> <p>(略)</p> <p>第5項 危険物施設等災害予防計画</p>	<p>防災基本計画の修正</p>																								
183	25	<p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>◎石油類施設災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 輸送対策</p> <p>[県警察]</p> <p>警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 地震・津波災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項 応急活動体制</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>◎防災体制</p> <p>[県（関係各部等）]</p> <p>(1) 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>◎石油類施設災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 輸送対策</p> <p>[県警察、消防機関]</p> <p>警察及び消防機関は、石油類の輸送に係る事故対策を強化するため、石油類輸送車両合同取締等を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 地震・津波災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p> <p>第1項 応急活動体制</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>◎防災体制</p> <p>[県（関係各部等）]</p> <p>(1) 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。</p>	<p>実施機関の追加表現の適正化</p>																								
194	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>震度階等</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>震度4</td> <td>・本庁 危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、保健福祉部、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局及び教育庁の関係課</td> <td>所属長等から 予め応急対応を命ぜられた職員</td> </tr> <tr> <td>特別警戒体制</td> <td>震度5弱 津波警報</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外	警戒体制	震度4	・本庁 危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、 保健福祉部 、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局及び教育庁の関係課	所属長等から 予め応急対応を命ぜられた職員	特別警戒体制	震度5弱 津波警報			<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>震度階等</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>震度4 又は長周期地震動階級3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>・本庁 危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局及</td> <td>所属長等から 予め応急対応を命ぜられた職員</td> </tr> <tr> <td>特別警戒体制</td> <td>震度5弱 又は長周期地震動階級</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外	警戒体制	震度4 又は長周期地震動階級3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・本庁 危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、 保健医療部、子ども・福祉部 、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局及	所属長等から 予め応急対応を命ぜられた職員	特別警戒体制	震度5弱 又は長周期地震動階級			<p>災害対策実施要綱の改正に伴う修正</p>
防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外																									
警戒体制	震度4	・本庁 危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、 保健福祉部 、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局及び教育庁の関係課	所属長等から 予め応急対応を命ぜられた職員																									
特別警戒体制	震度5弱 津波警報																											
防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外																									
警戒体制	震度4 又は長周期地震動階級3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・本庁 危機管理課、消防保安課、総合政策局、総務部、県民生活部、環境文化部、 保健医療部、子ども・福祉部 、産業労働部、農林水産部、土木部、出納局、企業局及	所属長等から 予め応急対応を命ぜられた職員																									
特別警戒体制	震度5弱 又は長周期地震動階級																											

195	4		の防災担当職員 ・県民局（津波警報は※） 関係各部の防災担当職員					組織改正
		非常体制 （県災害対策 本部の設置）	震度5強以上 大津波警報	県職員全員	県職員全員			
11	4							組織改正
		非常体制 （県災害対策 本部の設置）	震度5強以上 大津波警報 <u>南海トラフ地震 臨時情報（巨大 地震注意）</u>	県職員全員	県職員全員			
26	4	(略)	(2) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の発表時における職員の配備については、次のとおりとする。 ア 津波注意報発表時……次の配備担当課 ・本 庁……危機管理課、消防保安課、 <u>保健福祉課</u> 、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局	(略)	(2) 津波警報発表時……上記アに次の配備担当課を加える。 ・本 庁……公聴広報課、総務学事課、デジタル推進課、財産活用課、県民生活交通課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁（教育政策課、財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課）、警備課	(略)	(2) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の発表時における職員の配備については、次のとおりとする。 ア 津波注意報発表時……次の配備担当課 ・本 庁……危機管理課、消防保安課、 <u>保健医療課</u> 、 <u>福祉企画課</u> 、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局	組織改正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
26	4	◎緊急初動班 (1) 緊急初動班の配備 班員は、勤務時間外に県内で震度4以上 <u>の</u> 地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。	◎緊急初動班 (1) 緊急初動班の配備 班員は、勤務時間外に県内で震度4以上 <u>又は長周期地震動階級4以上を観測する</u> 地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。	◎緊急初動班 (1) 緊急初動班の配備 班員は、勤務時間外に県内で震度4以上 <u>又は長周期地震動階級4以上を観測する</u> 地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。	◎緊急初動班 (1) 緊急初動班の配備 班員は、勤務時間外に県内で震度4以上 <u>又は長周期地震動階級4以上を観測する</u> 地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。	◎緊急初動班 (1) 緊急初動班の配備 班員は、勤務時間外に県内で震度4以上 <u>又は長周期地震動階級4以上を観測する</u> 地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。	災害対策実施要綱の改正に伴う修正	
		(略) ◎災害対策本部 (1) 本部の設置基準等	(略) ◎災害対策本部 (1) 本部の設置基準等	(略) ◎災害対策本部 (1) 本部の設置基準等	(略) ◎災害対策本部 (1) 本部の設置基準等	(略) ◎災害対策本部 (1) 本部の設置基準等		(略) ◎災害対策本部 (1) 本部の設置基準等

196	22	<p>ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県下</u>に震度 5 強以上<u>の</u>地震が発生したとき。 <p>(略)</p> <p>(2) 勤務時間外における職員の配備</p> <p>ア 本庁及び出先機関の全職員は、震度 5 強以上<u>の</u>地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、勤務課所に出勤する。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 項 地震・津波情報の種別と伝達計画</p> <p>1 地震・津波に関する警報等の種別</p> <p>(1) 緊急地震速報（警報）</p>	<p>ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県内</u>で震度 5 強以上<u>を観測する</u>地震が発生したとき、<u>大津波警報が発表されたとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u> <p>(略)</p> <p>(2) 勤務時間外における職員の配備</p> <p>ア 本庁及び出先機関の全職員は、<u>県内</u>で震度 5 強以上<u>を観測する</u>地震情報や<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、勤務課所に出勤する。</p> <p>(略)</p> <p>第 2 項 地震・津波情報の種別と伝達計画</p> <p>1 地震・津波に関する警報等の種別</p> <p>(1) 緊急地震速報（警報）</p>	<p>災害対策実施要綱の改正に伴う修正</p>
198	4	<p>気象庁は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想震度が 6 弱以上</u>のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生<u>直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報</u>である。<u>このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 地震情報</p> <p>気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>気象庁は、最大震度 5 弱以上<u>又は長周期地震動階級 3 以上</u>の揺れが予想された場合に、震度 4 以上<u>又は長周期地震動階級 3 以上</u>が予想される地域（<u>県南部、県北部</u>）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上<u>又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合</u>のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>(注) 緊急地震速報は、地震が<u>発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報</u>である。<u>解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 地震情報</p> <p>気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに、<u>観測された震度や長周期地震動階級</u>のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災気象情報の強化を踏まえた修正</p>
195	15	<p>(略)</p> <p>(2) 地震情報</p> <p>気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 地震情報</p> <p>気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに、<u>観測された震度や長周期地震動階級</u>のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災気象情報の強化を踏まえた修正</p>

2 地震情報の伝達系統

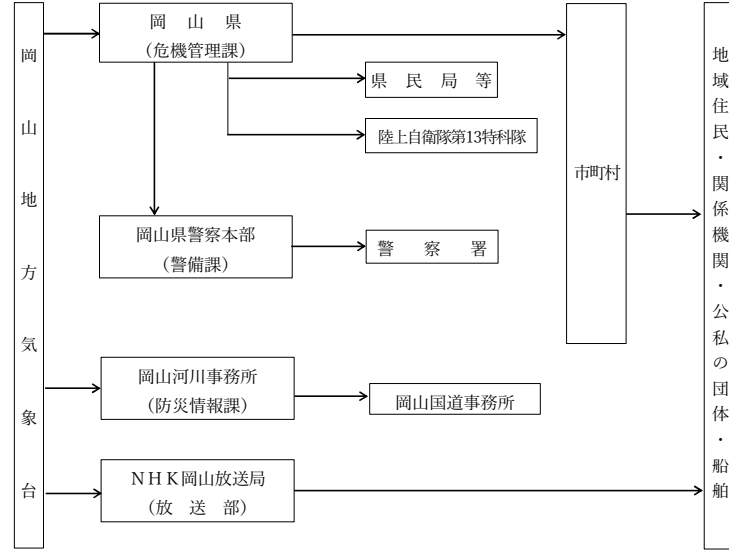
(1) 岡山地方気象台からの伝達



(略)

2 地震情報の伝達系統

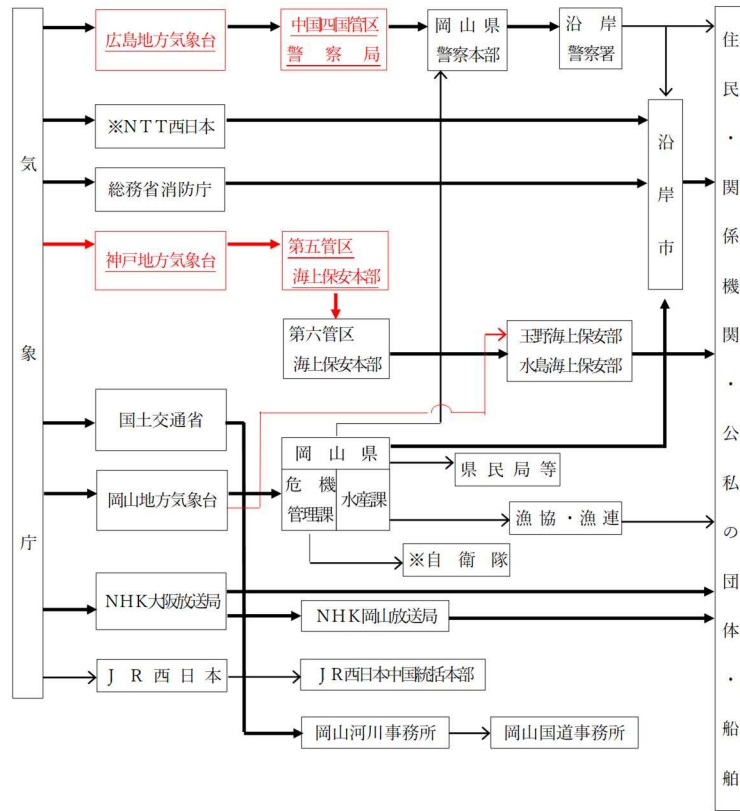
(2) 岡山地方気象台からの伝達



(略)

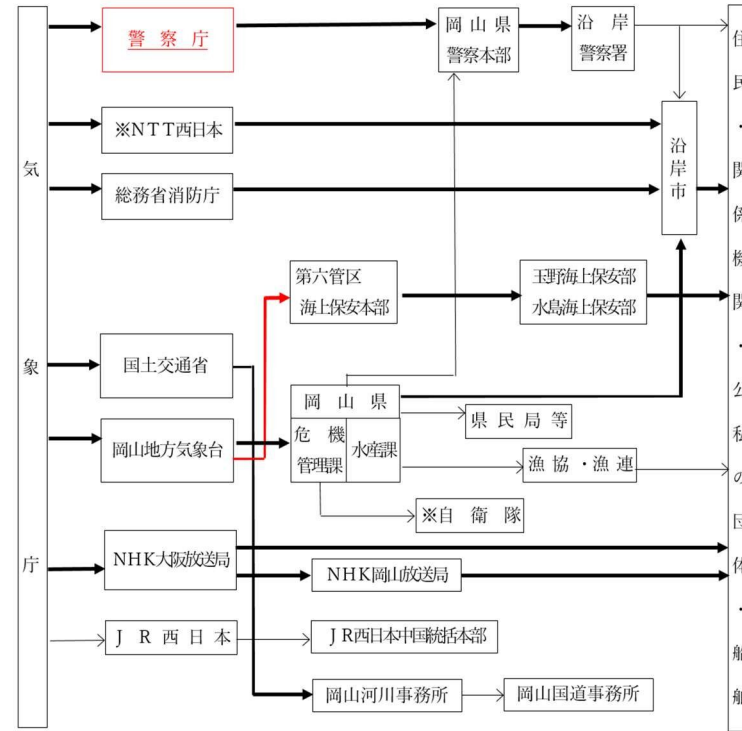
伝達系統の変更

3 津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）の伝達系統



(略)

3 津波警報等（大津波警報、津波警報または津波注意報）の伝達系統



(略)

伝達系統の変更

204	25	<p>第3項 被害情報の収集伝達計画 (略)</p> <p>3 対策 (略)</p> <p>◎災害初期の被害情報の収集・連絡 (1) 県の情報収集 (略)</p> <p>キ 県は、<u>要救助者の迅速な把握による</u>救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>安否不明者</u>の絞り込みに努める。</p>	<p>第3項 被害情報の収集伝達計画 (略)</p> <p>3 対策 (略)</p> <p>◎災害初期の被害情報の収集・連絡 (1) 県の情報収集 (略)</p> <p>キ 県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「<u>災害発生時における死者等の氏名等の公表方針</u>」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者、<u>行方不明者及び死者</u>の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>要救助者</u>の絞り込みに努める。</p>	公表方針を明記
	33	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(資料編)</u> <u>第11章 防災・災害対応に係る要領・マニュアル等 (整理番号: 1101)</u></p>	公表方針を資料編に掲載
205	3	<p>(2) 市町村の情報の収集・連絡 (略)</p> <p>オ 市町村は、当該市町村内において「震度5強」以上<u>の</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)</p>	<p>(2) 市町村の情報の収集・連絡 (略)</p> <p>オ 市町村は、当該市町村内において「震度5強」以上<u>を観測する</u>地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)</p>	表現の適正化
	6	<p>(略)</p> <p>カ 震度6弱以上の<u>地震</u>を観測した市町村については、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 国への報告 [県(関係各部等)] (略)</p> <p>イ 個別基準 (略)</p> <p>(ア) 地震 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>カ 震度6弱以上の<u>揺れ</u>を観測した市町村については、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 国への報告 [県(関係各部等)] (略)</p> <p>イ 個別基準 (略)</p> <p>(ア) 地震 (略)</p>	表現の適正化
206	1	<p>b 震度6弱以上の<u>地震</u>を観測した市町村から行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)の報告を受けた場合は、県は発災後12時間以内に総務省に</p>	<p>b 震度6弱以上の<u>揺れ</u>を観測した市町村から行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)の報告を受けた場合は、県は発災後12時間以内に総務省に報</p>	表現の適正化

208	1	報告する。 (略) 第4項 災害救助法の適用 (略) 3 対策 (略) (3) 適用基準	告する。 (略) 第4項 災害救助法の適用・ <u>運用</u> (略) 3 対策 (略) (3) 適用基準	表現の適正化
209	21	[県 (<u>保健福祉部</u>)、市町村] (略)	[県 (<u>危機管理課</u> 、 <u>子ども・福祉部</u>)、市町村] (略)	県担当課の追加、組織改正
210	7	(新設)	<u>カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項(同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。</u>	災害救助法の改正
	10	(略) (4) 適用手続き [県 (<u>保健福祉部</u>)] (略) 第6項 自衛隊災害派遣要請 (略) 3 対策 (略) (2) 災害派遣部隊等の活動範囲 (略)	(略) (4) 適用手続き [県 (<u>子ども・福祉部</u>)] (略) 第6項 自衛隊災害派遣要請 (略) 3 対策 (略) (2) 災害派遣部隊等の活動範囲 (略)	組織改正
217	22	ケ 給食及び給水 被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水の <u>支援</u> を行う。 (略)	ケ 給食及び給水 被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を行う。 (略)	表現の適正化
224	3	第7項 津波災害応急対策計画 第1 津波からの的確な避難指示の伝達 沿岸市町は、強い揺れ(震度4 <u>程度</u> 以上) <u>又は</u> 長時間のゆっくりにした揺れを感じて避難の必要を認める場合 <u>若しくは</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 (略)	第7項 津波災害応急対策計画 第1 津波からの的確な避難指示の伝達 沿岸市町は、強い揺れ(震度4以上) <u>若しくは</u> 長時間のゆっくりにした揺れを感じて避難の必要を認める場合 <u>又は</u> 津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。 (略)	表現の適正化

	16	<p>第2 津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達） （略）</p> <p>県及び沿岸市町は、津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 緊急活動 第1項 救助計画 （略）</p> <p>3 対 策 （略）</p> <p>(6) 被災ペットの保護 [県（保健福祉部）]</p> <p>（略）</p> <p>第3項 救急・医療計画 第1 医療体制 （略）</p> <p>2 基本方針</p>	<p>第2 津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達） （略）</p> <p>県及び沿岸市町は、津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、インターネット、津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図る。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 緊急活動 第1項 救助計画 （略）</p> <p>3 対 策 （略）</p> <p>(6) 被災ペットの保護 [県（保健医療部）]</p> <p>（略）</p> <p>第3項 救急・医療計画 第1 医療体制 （略）</p> <p>2 基本方針</p>	伝達手段の追加
227	13	<p>（略）</p> <p>災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ確に実施できる体制を構築する。</p> <p>（略）</p> <p>3 対 策 （略）</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県（危機管理課、保健福祉部）]</p>	<p>（略）</p> <p>災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ確に実施できる体制を構築する。</p> <p>（略）</p> <p>3 対 策 （略）</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県（危機管理課、保健医療部）]</p>	組織改正
229	10	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>3 対 策 （略）</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県（危機管理課、保健福祉部）]</p> <p>県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>3 対 策 （略）</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県（危機管理課、保健医療部）]</p> <p>県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害</p>	調整本部の改組
	24	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>3 対 策 （略）</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県（危機管理課、保健福祉部）]</p> <p>県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>3 対 策 （略）</p> <p>(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県（危機管理課、保健医療部）]</p> <p>県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害</p>	組織改正

		<p>対策本部の下に、県災害保健医療調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>医療における県災害保健医療調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、災害急性期にDMATの出動を要請した場合及びDPATの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。</p> <p>また、県災害保健医療調整本部の下に、地域災害保健医療調整本部を設置し、管内の医療活動に関する総合調整を行う。地域災害保健医療調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>ア 総合的な医療情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、県災害保健医療調整本部へ情報提供を行うとともに必要に応じて県民等へ情報を提供する。 <p>イ 傷病者の受入れの要請等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 管内で対応できない場合の県災害保健医療調整本部への応援要請</p> <p>エ 医療従事者確保の総合調整</p> <p>(略)</p> <p>オ 管内で対応できない場合の県災害保健医療調整本部への応援要請</p>	<p>対策本部の下に、県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>医療における県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、災害急性期にDMATの出動を要請した場合及びDPATの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。</p> <p>また、県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部の下に、地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部を設置し、管内の医療活動に関する総合調整を行う。地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>ア 総合的な医療情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部へ情報提供を行うとともに必要に応じて県民等へ情報を提供する。 <p>イ 傷病者の受入れの要請等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 管内で対応できない場合の県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部への応援要請</p> <p>エ 医療従事者確保の総合調整</p> <p>(略)</p> <p>オ 管内で対応できない場合の県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部への応援要請</p>	<p>調整本部の改組</p> <p>表現の適正化</p> <p>調整本部の改組</p> <p>調整本部の改組</p> <p>調整本部の改組</p> <p>調整本部の改組</p> <p>調整本部の改組</p> <p>調整本部の改組</p> <p>調整本部の改組</p>
230	3			
	25			
	36			
	39			

231	9	(略) (2) 救護所の設置・救護班の編成 [県 (保健福祉部)] 県は、県災害保健医療調整本部において、市町村、消防機関からの派遣要請又は自らの判断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。	(略) (2) 救護所の設置・救護班の編成 [県 (保健医療部)] 県は、県災害保健医療福祉調整本部において、市町村、消防機関からの派遣要請又は自らの判断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。	組織改正 調整本部の改組	
	14	(略) ア 県災害保健医療調整本部は、次により救護班の派遣を行う。	(略) ア 県災害保健医療福祉調整本部は、次により救護班の派遣を行う。		調整本部の改組
	18	(略) イ 地域災害保健医療調整本部は、県災害保健医療調整本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。	(略) イ 地域災害保健医療福祉調整本部は、県災害保健医療福祉調整本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。		調整本部の改組
	22	[市町村] (略) また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 [消防機関] 消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMA Tの出勤を要請する。 (略)	[市町村] (略) また、必要に応じて、地域災害保健医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。 [消防機関] 消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMA Tの出勤を要請する。 (略)		調整本部の改組
232	6	(3) 救急医療活動のアクセスの確保 [県 (危機管理課、消防保安課、保健福祉部)] 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、国・県・市町村の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 (略)	(3) 救急医療活動のアクセスの確保 [県 (危機管理課、消防保安課、保健医療部)] 県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、国・県・市町村の道路管理者及び県警察等と連携の上、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。 (略)	組織改正 調整本部の改組	
	18	(4) 医療機関のライフラインの確保 [県 (保健福祉部)] (略) (5) 効率的な医療の実施 [DMA T指定機関] (略)	(4) 医療機関のライフラインの確保 [県 (保健医療部)] (略) (5) 効率的な医療の実施 [DMA T指定機関] (略)		組織改正

233	4	<p>エ 上記を円滑に実施するための本部運営（DMA T県調整本部は、県災害保健医療調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県DMA Tの派遣要請等について決定する。）</p> <p>[医療機関] (略)</p>	<p>エ 上記を円滑に実施するための本部運営（DMA T県調整本部は、県災害保健医療福祉調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県DMA Tの派遣要請等について決定する。）</p> <p>[医療機関] (略)</p>	調整本部の改組
	12	<p>ウ 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。</p> <p>エ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。</p> <p>エ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療福祉調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。</p> <p>(略)</p>	調整本部の改組
	36	<p>(6) 人工透析・難病患者等への対応</p> <p>[県（保健福祉部）、市町村] (略)</p>	<p>(6) 人工透析・難病患者等への対応</p> <p>[県（保健医療部）、市町村] (略)</p>	組織改正
234	4	<p>(7) 小児・周産期医療への対応</p> <p>[県（保健福祉部）、市町村] (略)</p> <p>第2 医薬品等の供給 (略)</p> <p>3 対策 (略)</p>	<p>(7) 小児・周産期医療への対応</p> <p>[県（保健医療部）、市町村] (略)</p> <p>第2 医薬品等の供給 (略)</p> <p>3 対策 (略)</p>	組織改正
	27	<p>(1) 救急医薬品等の供給</p> <p>[県（保健福祉部）]</p> <p>県災害保健医療調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来さないよう、県内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者及び薬剤師会等に医薬品等の輸送を要請し、供給する。</p> <p>また、県災害保健医療調整本部は、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに中国四県及び厚生労働省に支援要請する。</p>	<p>(1) 救急医薬品等の供給</p> <p>[県（保健医療部）]</p> <p>県災害保健医療福祉調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来さないよう、県内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者及び薬剤師会等に医薬品等の輸送を要請し、供給する。</p> <p>また、県災害保健医療福祉調整本部は、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに中国四県及び厚生労働省に支援要請する。</p>	組織改正 調整本部の改組
235	1	<p>県災害保健医療調整本部は、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、県薬剤師会に集積所・救護所等での医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を行う薬剤師</p>	<p>県災害保健医療福祉調整本部は、県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、県薬剤師会に集積所・救護所等での医薬品等の仕分け・管理・調剤・服薬指導等を行う薬</p>	

	<p>班の派遣を要請する。</p> <p>地域災害保健医療調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療調整本部に医薬品等の調達を要請する。</p> <p>災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>[医薬品等備蓄施設]</p> <p>医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療調整本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 輸血用血液製剤の供給</p> <p>(略)</p> <p>27 [県 (保健福祉部)]</p> <p>(略)</p> <p>第3 傷病者搬送</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 搬送手段の確保</p> <p>17 [県 (消防保安課、保健福祉部)]</p> <p>県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市町村、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。</p> <p>(略)</p> <p>[DMAT指定機関]</p> <p>DMAT指定機関は、派遣したDMATが傷病者の搬送を行う</p>	<p>剤師班の派遣を要請する。</p> <p>地域災害保健医療福祉調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療福祉調整本部に医薬品等の調達を要請する。</p> <p>災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>[医薬品等備蓄施設]</p> <p>医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療福祉調整本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 輸血用血液製剤の供給</p> <p>(略)</p> <p>27 [県 (保健医療部)]</p> <p>(略)</p> <p>第3 傷病者搬送</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 搬送手段の確保</p> <p>17 [県 (消防保安課、保健医療部)]</p> <p>県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市町村、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>[市町村]</p> <p>市町村は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。</p> <p>(略)</p> <p>[DMAT指定機関]</p> <p>DMAT指定機関は、派遣したDMATが傷病者の搬送を行う</p>	<p>調整本部の改組</p> <p>組織改正</p> <p>組織改正</p> <p>調整本部の改組</p>
--	---	---	---

237	36 10	<p>ときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害保健医療調整本部等に調整を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>[医療機関]</p> <p>医療機関は、入院患者等については、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療調整本部に調整を要請する。</p> <p>(2) 搬送先の確認</p> <p>[県 (保健福祉部)]</p> <p>県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 避難方法</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難誘導及び一般住民の避難</p>	<p>ときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害保健医療福祉調整本部等に調整を依頼する。</p> <p>(略)</p> <p>[医療機関]</p> <p>医療機関は、入院患者等については、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。</p> <p>(2) 搬送先の確認</p> <p>[県 (保健医療部)]</p> <p>県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第4項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 避難方法</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難誘導及び一般住民の避難</p>	調整本部の改組
239	39	<p>[県]</p> <p>(略) <u>県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 指定避難所の運営体制</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p>	<p>[県]</p> <p>(略) (削除)</p> <p>(略)</p> <p>第3 指定避難所の運営体制</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p>	組織改正 調整本部の改組
245	17	<p>(略) また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 生活環境への配慮</p>	<p>(略) また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 生活環境への配慮</p>	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえた修正 防災基本計画の修正

247	7	(略) [県 (<u>保健福祉部</u>)] (略) (4) 保健・福祉面の対応 (略)	(略) [県 (<u>子ども・福祉部</u>)] (略) (4) 保健・福祉面の対応 (略)	組織改正
	21	(略) [県 (<u>保健福祉部</u>)] (略) 第6項 交通の確保計画 (略) 3 対策 (略) (1) 陸上交通の確保 [県 (危機管理課)、県公安委員会] 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、 <u>緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して</u> 、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。 [県公安委員会、県警察]	(略) [県 (<u>保健医療部、子ども・福祉部</u>)] (略) 第6項 交通の確保計画 (略) 3 対策 (略) (1) 陸上交通の確保 [県 (危機管理課)、県公安委員会] 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時の緊急通行車両の <u>事前確認</u> 及び規制除外車両の事前届出により、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。 [県公安委員会、県警察]	組織改正
251	24	(略) イ 緊急通行車両及び規制除外車両の <u>届出</u> 確認 緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略) 第8項 危険物施設等の応急対策計画 (略) 3 対策 (略) ◎ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策 (略) (2) 関係機関の措置	(略) イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 緊急通行車両の <u>事前確認</u> 及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略) 第8項 危険物施設等の応急対策計画 (略) 3 対策 (略) ◎ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策 (略) (2) 関係機関の措置	災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令等の施行を踏まえた修正
252	2	(略) イ 緊急通行車両及び規制除外車両の <u>届出</u> 確認 緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略) 第8項 危険物施設等の応急対策計画 (略) 3 対策 (略) ◎ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策 (略) (2) 関係機関の措置	(略) イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 緊急通行車両の <u>事前確認</u> 及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。 (略) 第8項 危険物施設等の応急対策計画 (略) 3 対策 (略) ◎ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策 (略) (2) 関係機関の措置	災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令等の施行を踏まえた修正
259	26	(略) [県 (環境文化部、 <u>保健福祉部</u>)、市 (岡山市、倉敷市、新見市)] (略)	(略) [県 (環境文化部、 <u>保健医療部</u>)、市 (岡山市、倉敷市、新見市)] (略)	組織改正

261	30	<p>第10項 緊急輸送計画 (略)</p> <p>3 対策 (1) 陸上輸送 (略) [県警察] (略) イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等 (略) (イ) 県公安委員会は、<u>事前届出制度により</u>平常時から緊急通行車両及び規制除外車両の審査を行う。 (略)</p> <p>第11項 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画 (略)</p>	<p>第10項 緊急輸送計画 (略)</p> <p>3 対策 (1) 陸上輸送 (略) [県警察] (略) イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等 (略) (イ) 県公安委員会は、平常時から緊急通行車両の<u>確認及び事前届出制度による</u>規制除外車両の審査を行う。 (略)</p> <p>第11項 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画 (略)</p>	<p>災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令等の施行を踏まえた修正</p>
264	24	<p>3 対策 (略) (1) 必要とする物資等の把握・情報提供 [県(危機管理課、<u>保健福祉部</u>、産業労働部)] (略)</p> <p>第12項 ボランティアの受入れ、調整計画 (略)</p>	<p>3 対策 (略) (1) 必要とする物資等の把握・情報提供 [県(危機管理課、<u>子ども・福祉部</u>、産業労働部)] (略)</p> <p>第12項 ボランティアの受入れ、調整計画 (略)</p>	<p>組織改正</p>
269	17	<p>2 基本方針 (略) ボランティアの受入れに際して、<u>老人介護や外国人との会話力等の</u>ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)</u>を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>生活環境</u>について配慮する。 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、</p>	<p>2 基本方針 (略) ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>活動環境</u>について配慮する。 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市町村、社会福祉協議会、<u>災害中間支援組織</u>等が連携してボラン</p>	<p>防災基本計画の修正 防災基本計画の修正 表現の適正化</p>

		市町村、社会福祉協議会、 <u>NPO</u> 等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。	ボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。	
	32	3 対策 ◎ボランティアの受入体制 〔県（県民生活部）〕 県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。	3 対策 ◎ボランティアの受入体制 〔県（県民生活部）〕 県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会、 <u>災害中間支援組織</u> 及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。	表現の適正化
270	40	(略) (新設)	(略) <u>〔災害中間支援組織〕</u> <u>災害中間支援組織は、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。</u>	防災基本計画の修正を踏まえ災害中間支援組織の役割を明記
		(略) 第3節 民生安定活動 第1項 要配慮者支援計画 (略)	(略) 第3節 民生安定活動 第1項 要配慮者支援計画 (略)	
		3 対策 (略)	3 対策 (略)	
272	24	(1) 避難行動要支援者支援体制 〔県（危機管理課、 <u>保健福祉部</u> ）〕	(1) 避難行動要支援者支援体制 〔県（危機管理課、 <u>子ども・福祉部</u> ）〕	組織改正
	32	(2) 福祉避難所の開設 〔県（ <u>保健福祉部</u> ）〕	(2) 福祉避難所の開設 〔県（ <u>子ども・福祉部</u> ）〕	組織改正
273	24	(3) 宿泊施設提供事業の実施 〔県（ <u>保健福祉部</u> ）〕	(3) 宿泊施設提供事業の実施 〔県（ <u>保健医療部</u> ）〕	組織改正
274	2	(4) 迅速な避難 〔県（危機管理課、 <u>保健福祉部</u> ）〕	(4) 迅速な避難 〔県（危機管理課、 <u>子ども・福祉部</u> ）〕	組織改正

	22	(略) (5) 避難後の対応 [県 (危機管理課、 <u>保健福祉部</u>)] (略)	(略) (5) 避難後の対応 [県 (危機管理課、 <u>子ども・福祉部</u>)] (略)	組織改正
277	30	第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 (略) 3 対策 (略) (1) 被災者への情報伝達 (略) (新設)	第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 (略) 3 対策 (略) (1) 被災者への情報伝達 (略) <u>[県 (危機管理課、子ども・福祉部)、市町村]</u> <u>障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</u>	防災基本計画の修正
281	32	(略) 第4項 食料供給、炊き出し計画 (略) 3 対策 ◎緊急食料等の調達 (略) [県 (危機管理課、 <u>保健福祉部</u> 、農林水産部、産業労働部)] (略)	(略) 第4項 食料供給、炊き出し計画 (略) 3 対策 ◎緊急食料等の調達 (略) [県 (危機管理課、 <u>保健医療部</u> 、 <u>子ども・福祉部</u> 、農林水産部、産業労働部)] (略)	組織改正
283	11	第5項 飲料水の供給計画 (略) 3 対策 [県 (<u>保健福祉部</u>)] (略)	第5項 飲料水の供給計画 (略) 3 対策 [県 (<u>保健医療部</u>)] (略)	組織改正
285	10	第6項 生活必需品等調達供給計画 (略) 3 対策 ◎生活必需品の供与 [県 (危機管理課、 <u>保健福祉部</u> 、産業労働部)] (略)	第6項 生活必需品等調達供給計画 (略) 3 対策 ◎生活必需品の供与 [県 (危機管理課、 <u>子ども・福祉部</u> 、産業労働部)] (略)	組織改正

286	18	<p>第7項 遺体の搜索・処理・埋火葬計画 (略)</p> <p>3 対 策 (略) [県 (環境文化部、<u>保健福祉部</u>)] (略)</p> <p>第9項 防疫及び保健衛生計画 第1 防 疫 (略)</p>	<p>第7項 遺体の搜索・処理・埋火葬計画 (略)</p> <p>3 対 策 (略) [県 (環境文化部、<u>保健医療部</u>)] (略)</p> <p>第9項 防疫及び保健衛生計画 第1 防 疫 (略)</p>	組織改正
293	25	<p>3 対 策 (略) [県 (<u>保健福祉部</u>)] (略)</p> <p>第2 健康管理 (略)</p>	<p>3 対 策 (略) [県 (<u>保健医療部</u>)] (略)</p> <p>第2 健康管理 (略)</p>	組織改正
295	2	<p>3 対 策 (略) [県 (<u>保健福祉部</u>)] (略)</p>	<p>3 対 策 (略) [県 (<u>保健医療部</u>、<u>子ども・福祉部</u>)] (略)</p>	組織改正
	27	<p>第3 食品衛生 (略)</p> <p>3 対 策 (略) [県 (<u>保健福祉部</u>)、岡山市、倉敷市] (略)</p> <p>第4 公衆衛生活動 (略)</p>	<p>第3 食品衛生 (略)</p> <p>3 対 策 (略) [県 (<u>保健医療部</u>)、岡山市、倉敷市] (略)</p> <p>第4 公衆衛生活動 (略)</p>	組織改正
296	19	<p>3 対 策 (略) [県 (<u>保健福祉部</u>)]</p> <p>(1) 調査班の派遣 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師1人、衛生関係職1人、栄養士1人及び事務職1人の計4人）を編成し、被災市町村へ派遣する。 (略)</p> <p>(2) 保健衛生班の派遣</p>	<p>3 対 策 (略) [県 (<u>保健医療部</u>)]</p> <p>(1) 調査班の派遣 県は、県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部及び地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部において、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師1人、衛生関係職1人、栄養士1人及び事務職1人の計4人）を編成し、被災市町村へ派遣する。 (略)</p> <p>(2) 保健衛生班の派遣</p>	組織改正 調整本部の改組

297	27	<p>県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、県保健所本所単位で保健衛生班を編成し、震災発生後概ね4日目から派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整</p>	<p>県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、県保健所本所単位で保健衛生班を編成し、震災発生後概ね4日目から派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整</p>	調整本部の改組
297	2	<p>県は、県災害保健医療調整本部において、県内の公衆衛生スタッフでは対応できないと判断したときは、中国・四国ブロック各県から全国へ派遣要請を拡大し、派遣された公衆衛生スタッフの受入調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第10項 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災した児童生徒の就学援助措置等 [県(総務部、教育委員会)、市町村]</p> <p>(略)</p> <p>イ 教科書・学用品等の給与</p> <p>(略)</p>	<p>県は、県災害保健医療福祉調整本部において、県内の公衆衛生スタッフでは対応できないと判断したときは、中国・四国ブロック各県から全国へ派遣要請を拡大し、派遣された公衆衛生スタッフの受入調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第10項 文教対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被災した児童生徒の就学援助措置等 [県(総務部、教育委員会)、市町村]</p> <p>(略)</p> <p>イ 教科書・学用品等の給与</p> <p>(略)</p>	調整本部の改組
300	12	<p>(オ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、<u>災害救助法施行令に基づき、県保健福祉部</u>と連携をとり、迅速な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 機能確保活動</p> <p>第1項 ライフライン(電気、ガス、水道等)施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>第5 電気通信施設応急対策計画 [西日本電信電話株式会社(岡山支店)]</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報共有</p>	<p>(オ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、<u>県子ども・福祉部</u>と連携をとり、迅速な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 機能確保活動</p> <p>第1項 ライフライン(電気、ガス、水道等)施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>第5 電気通信施設応急対策計画 [西日本電信電話株式会社(岡山支店)]</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報共有</p>	組織改正
310	20	<p>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等<u>を関係機関に共有</u>する。</p>	<p>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、<u>復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等</u>について、関</p>	防災基本計画の修正

312	34	<p>(略)</p> <p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急仮設住宅の供与 [県 (<u>保健福祉部</u>、土木部)、市町村]</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災住宅の応急対策 [県 (<u>保健福祉部</u>、土木部)、市町村]</p> <p>ア 被災住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 応急修理の内容</p> <p>(新設)</p>	<p>係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供 (ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) する。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急仮設住宅の供与 [県 (<u>子ども・福祉部</u>、土木部)、市町村]</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災住宅の応急対策 [県 (<u>子ども・福祉部</u>、土木部)、市町村]</p> <p>ア 被災住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 応急修理の内容</p> <p><u>a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。</u></p>	<p>組織改正</p>
314	18	<p>(略)</p> <p>第3項 公共施設等応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>◎公共施設等応急復旧対策計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各公共施設ごとの応急復旧計画</p>	<p><u>b 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から3カ月以内に完了する。(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3項 公共施設等応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 対策</p> <p>◎公共施設等応急復旧対策計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 各公共施設ごとの応急復旧計画</p>	<p>組織改正</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部変更を踏まえた修正</p>

318	22	<p>(略)</p> <p>イ 砂防関係施設等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）の発表基準の引下げを実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>(略)</p> <p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>(略)</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>(略)</p> <p>イ 砂防関係施設等の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）<u>・注意報（土砂災害）</u>の発表基準の引下げを実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>(略)</p> <p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>(略)</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する<u>ことや、後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに間に合わないおそれがある要配慮者等の事前避難</u>など、防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>表現の適正化</p>
341	15	<p>(略)</p> <p>第5章 地震・津波災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興計画</p> <p>(略)</p> <p>第2項 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 情報、サービスの提供等</p>	<p>(略)</p> <p>第5章 地震・津波災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興計画</p> <p>(略)</p> <p>第2項 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 情報、サービスの提供等</p>	<p>事前避難の呼びかけについて追記</p>
353	8	<p>(略)</p> <p>第5章 地震・津波災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興計画</p> <p>(略)</p> <p>第2項 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 情報、サービスの提供等</p>	<p>(略)</p> <p>第5章 地震・津波災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興計画</p> <p>(略)</p> <p>第2項 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(略)</p> <p>(7) 情報、サービスの提供等</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

355	33	<p>(略)</p> <p>市町村は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>市町村は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。</u></p>	防災基本計画の修正
364	12	<p>(略)</p> <p>第2節 財政援助等</p> <p>(略)</p> <p>第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画</p> <p>(略)</p> <p>2 対 策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 個人被災者への融資等</p> <p>[県(危機管理課、<u>保健福祉部</u>)、市町村、社会福祉協議会]</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 財政援助等</p> <p>(略)</p> <p>第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画</p> <p>(略)</p> <p>2 対 策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 個人被災者への融資等</p> <p>[県(危機管理課、<u>子ども・福祉部</u>)、市町村、社会福祉協議会]</p>	組織改正
367	8	<p>(略)</p> <p>第3項 義援金の配分計画</p> <p>(略)</p> <p>2 対 策</p> <p>[県(<u>保健福祉部</u>)、義援金募集团体]</p>	<p>(略)</p> <p>第3項 義援金の配分計画</p> <p>(略)</p> <p>2 対 策</p> <p>[県(<u>子ども・福祉部</u>)、義援金募集团体]</p>	組織改正
368	20	<p>(略)</p> <p>第3節 復旧・復興推進本部</p> <p>(略)</p> <p>第3項 復旧・復興推進本部の組織</p> <p>(略)</p> <p>本部員 危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、<u>保健福祉部長</u>、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 復旧・復興推進本部</p> <p>(略)</p> <p>第3項 復旧・復興推進本部の組織</p> <p>(略)</p> <p>本部員 危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、<u>保健医療部長</u>、<u>子ども・福祉部長</u>、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長</p> <p>(略)</p>	組織改正